

セクシュアルハラスメントなどによる 精神障害の労災請求に関する相談窓口

精神障害の労災認定について

労災保険では、業務又は通勤が原因でケガや病気になった場合、治療費や休業補償などの保険給付を行っていますが、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなどで業務による強い心理的負荷（ストレス）を受けたことが原因で精神障害を発病した場合も労災保険の対象となります。

労災請求に関する相談窓口について

愛媛労働局では、職場でのセクシュアルハラスメントなどによる精神障害の労災請求に関する相談窓口を設け、労災精神障害専門調査員（女性の精神保健福祉士）が対応を行っています。

労働局や監督署で労災請求の相談をしたいが、

- ・セクハラなどの行為の詳細を話したくない
- ・セクハラなどの被害を思い出すのが苦痛
- ・いきなり監督署へ相談しても認められるか不安

という方は、まず相談窓口をご利用ください。

○相談日：毎月最終月曜日 14：00～17：00

当日が閉庁日（年末、祝日等）の場合は、その前の週の月曜日が相談日となります

○相談場所：愛媛労働局労災補償課相談室

個室で対応しますので、プライバシーは厳守されます

○対応者：労災精神障害専門調査員 1名

- 相談日は原則として上記のとおりですが、調整することも可能です。
- 相談を希望される方は、事前に下記の連絡先にご予約の連絡をいただくようお願いします。

ご不明な点等ございましたら、下記の連絡先にお尋ねください。

《ご予約または連絡先》

愛媛労働局労災補償課

松山市若草町4 - 3

TEL:089 - 935 - 5206

松山若草合同庁舎 5階

《労働基準監督署》

松山労働基準監督署

松山市六軒家町 3 - 27

TEL:089 - 917 - 5250

新居浜労働基準監督署

新居浜市一宮町 1 - 5 - 3

TEL:0897 - 37 - 0151

今治労働基準監督署

今治市旭町 1 - 3 - 1

TEL:0898 - 32 - 4560

八幡浜労働基準監督署

八幡浜市江戸岡 1 - 1 - 10

TEL:0894 - 22 - 1750

宇和島労働基準監督署

宇和島市天神町 4 - 40

TEL:0895 - 22 - 4655